

令和2年5月6日

東大和市立小・中学校の保護者の皆様へ

東大和市教育委員会

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた緊急事態宣言の延長による学校の臨時休業について

日頃より東大和市立学校の教育活動へのご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

現在、国の新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた緊急事態宣言に伴い、東大和市立小・中学校の臨時休業を実施しているところです。

この度、国において緊急事態宣言が延長されたことを受け、東大和市立学校の臨時休業を、下記のとおり実施いたします。

保護者の皆様には、ご負担とご迷惑をおかけいたしますが、引き続きのご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

記

1 学校の臨時休業の実施期間

令和2年5月7日（木）～5月31日（日）

2 臨時休業中の対応について

- 臨時休業中、お子様は、ご家庭において学習に取り組んでいただきます。学習内容や方法等の詳細については、学校からお知らせいたします。
- お子様の家庭での学習を支援するデジタルコンテンツとして、市教育委員会において、デジタルコンテンツ「ラインズ e ライブラリ」の家庭での使用を申請しました。コンテンツにあるデジタル教材等を各家庭で活用することができます。また、「smart STREAMビデオプラットフォームサービス」等を活用して、動画等の配信を行います。
- 規則正しい生活や学習習慣を保つため、1日や1週間の学習のタイムスケジュールを立てるなど、計画性をもった家庭学習ができるように、お子様に声を掛けてください。
- メールの配信や学校ホームページへの掲載により、臨時休業中の学習面や生活面の情報を、発信します。また、臨時休業中のお子様の様子について、電話連絡等において確認させていただくことがあります。
- 教材等の引き取りに際しては、学校からの連絡に基づき、保護者（又はそれに代わる方）や児童・生徒による引き取りをお願いします。なお、保護者の判断によりお子様を登校させる際には、交通事故や不審者等の危険から守るために、小学校1年生児童のみでの登校は避けるなど、安全面での配慮をお願いいたします。指定日時等の引き取りが難しい場合などは、学校にご相談ください。
- 臨時休業中、お子様の心のケア等に関して、必要に応じて養護教諭やスクールカウンセラー等による支援を行います。詳細につきましては、各学校にお問い合わせください。
- 中学校における部活動は行いません。

3 臨時休業中の感染症予防対策のお願い

- (1) 毎朝自宅で検温を行うなど、お子様の体調管理には十分ご留意ください。
- (2) 風邪の症状がみられるときは、外出等を避け、無理せず自宅での休養をお願いします。
- (3) ご家庭での手洗い・うがいの実施や咳エチケット等の徹底をお願いします。
- (4) お子様自身が新型コロナウイルス感染症を発症した場合、又は同居のご家族の中に発症した

(裏面へ続く)

方がいるなどで自分が濃厚接触者となる場合は、速やかに学校までご連絡ください。

4 小学校における児童の居場所の確保について

どうしても自宅等で過ごすことが困難な児童に限り、これまでの臨時休業中の対応と同様に、小学校における児童の居場所の確保について対応します。詳細については、学校ホームページをご覧ください。

5 学童保育・ランドセル来館について

臨時休業中（日曜日、祝日を除く）も引き続き開所しますが、どうしてもやむを得ない場合を除き、利用を控えていただくようお願いいたします。

【学童保育所】午後1時～午後7時（土曜日は午前8時～午後7時）

※午後6時以降は延長保育

【ランドセル来館事業】午後1時～午後5時（土曜日は午前8時30分～午後5時）

なお、平日の午前8時30分から午後1時まで、どうしても自宅で過ごすことが困難な児童の保護者に対し、児童が通学する市立小学校での居場所確保事業の利用をご案内します。

6 学校再開後における対応について

お子様の安全確保や、長期にわたる臨時休業によるお子様の体調や心のケアの観点から、段階的に教育活動を再開するなど、お子様が円滑に学校生活へ適応できるように配慮します。

- 学校再開後、当面の間は午前授業とし、給食は提供しません。
- 学校再開後、当面の間、各学年又は学級を2グループに分け、1グループを1教室に配置するなどの工夫による分散登校により、3つの密（密閉・密集・密接）とならないように配慮した教育活動を行います。
- 1学期に予定されている運動会、体育大会については、全小中学校において実施いたしません。また、水泳指導については、今年度は実施いたしません。
- 学校再開後、当面の間、中学校の部活動は行いません。
- 授業時間確保の観点から、1学期の期間を延長し、夏季休業日を短縮することなどを検討します。

7 その他

今後、新型コロナウイルスの感染拡大などの状況の変化に伴い、上記事項の内容を変更する場合や、新たにお知らせする事項が生じた場合には、学校を通じて保護者の皆様にお知らせします。

【問い合わせ先】

学校に関すること

東大和市教育委員会 学校教育部教育総務課・教育指導課

電話番号 042-563-2111 (1510・1532・1533)

学童保育・ランドセル来館に関すること

東大和市子育て支援部青少年課

電話番号 042-563-2111 (1741)